

第4章 障害者施策推進の課題と取り組み

- ※ 第4章は、障害者基本法の第11条第3項の「障害者計画」（障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めるもの）に基づいて作成しております。

第4章 障害者施策推進の課題と取り組み

重点課題と施策の体系

重点課題	施策
1 相談支援の充実	【1】 地域自立支援協議会の充実 【2】★地域生活支援体制の整備 【3】★相談支援体制の充実 【4】 ピアサポートの充実 【5】 住宅相談等の支援
2 在宅サービスの充実	【1】★障害者に対する在宅支援 【2】 障害者の高齢化への対応 【3】 リハビリテーションの実施
3 権利擁護の推進	【1】 虐待の防止、養護者に対する支援の実施 【2】 障害を理由とする差別の解消の推進 【3】 権利擁護の取り組み
4 障害児支援の提供体制の充実	【1】 障害の早期発見 【2】★年齢に応じた支援の充実 【3】★乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援 【4】★医療的ケア児に対する支援の充実 【5】★障害児の日中活動の場の充実
5 発達障害児の支援体制の充実	【1】★早期発見体制の充実 【2】★相談・支援体制の充実 【3】★継続支援体制の強化 【4】★普及・啓発の促進
6 障害者の雇用・就労支援体制の整備	【1】 安心してチャレンジできる体制の整備 【2】 就労意欲促進の取り組み 【3】 地域のネットワークによる支援 【4】 福祉的就労をしている障害者への支援 【5】★一般就労を継続できる支援体制の強化
7 居住環境の整備、日中活動の場の整備	【1】★居住環境の整備 【2】★日中活動の場の整備
8 マンパワー（福祉人材）の育成・確保	【1】 ガイドヘルパーの養成 【2】 手話通訳者の養成 【3】 福祉施設職員等の資質向上 【4】 ボランティア活動の推進
9 防災・安全・バリアフリーのまちづくり	【1】 防災対策の推進 【2】★防犯対策の推進 【3】★公共施設等のバリアフリー化の推進
10 こころのバリアフリーの推進	【1】 福祉のまちづくり推進 【2】 地域における支えあい 【3】★障害者団体自主活動支援、文化活動支援 【4】★障害者スポーツの推進 【5】 広報・啓発活動 【6】 意思疎通支援の充実 【7】 地域の社会資源活用の促進

※★は、新規・充実の主な取り組みを含む施策

基本目標 1 地域生活支援の充実

【重点課題 1】 相談支援の充実

- ・相談は、すべてのサービス利用の入り口となるものです。また、求められた内容に対してのみ回答するだけでなく、障害の状況や生活環境など障害者の個々の状況に合わせた支援につなげていくことが重要です。
- ・本区では、区役所の窓口で相談を受けることの他に、各委託相談支援事業所等で「地域で暮らす」ための様々な相談支援を行っています。また、地域の中で同じ障害のある方々と語り合うピアカウンセリングを行っています。
- ・相談支援の公平性・中立性の確保や地域の各相談機関の連携、地域の抱える課題への対応に地域自立支援協議会の充実が欠かせません。

《施策の取り組み》

区では、相談支援の充実に向けて、以下の5施策について重点的に取り組みます。

- [施策1] 地域自立支援協議会の充実
- [施策2] ★地域生活支援体制の整備
- [施策3] ★相談支援体制の充実
- [施策4] ピアサポートの充実
- [施策5] 住宅相談等の支援

[施策1] 地域自立支援協議会の充実

《現状と課題》

- ・平成20年にスタートした地域自立支援協議会は、地域の関係機関の連携強化や情報共有、障害者の抱えるニーズや地域の課題について具体的に協働する場として重要です。
- ・障害者相談員、民生委員・児童委員など、様々な相談機関や福祉施設との連携を強化するとともに、NPO法人や民間事業所等とのネットワークを充実することが重要であり、地域自立支援協議会は、その中核としての役割が求められています。
- ・支援の内容や必要なサービスは、障害の状況・生活環境などに応じて様々です。個々の状況に応じた適切な支援を行うためには、サービス担当者、家族などの関係者や関係機関が具体的な支援の手立て・役割分担などを話し合う個別支援会議の開催が不可欠です。
- ・多様・複雑化する相談に対して、適切な支援につなげるためには、地域の社会資源の情報や制度の知識が重要となり、相談支援に従事する者の資質の向上等が求められています。

《主な取り組み》

①地域自立支援協議会の実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

地域自立支援協議会は現在、「相談支援部会」、「就労部会」及び「くらしの部会」の3つの部会が連携し協議していますが、今後は児童から高齢者まで多様・複雑化する生活支援に対応することが必要です。障害福祉計画の策定時には、同協議会の意見を反映します。

個別支援会議であげられた課題は、各部会においても地域の課題として共有し、地域自立支援協議会で議論します。

相談支援の公平性・中立性の確保や地域の様々な機関との協力・協働を進めるためにも、地域におけるネットワークの中核を担います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
地域自立支援協議会	3回	3回	3回	3回

②相談支援員の資質向上【障害福祉課（松が谷福祉会館）・保健予防課】

研修会や地域自立支援協議会の開催を通じて、相談支援員の資質向上を図ります。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
相談支援員の資質向上	実施	実施	実施	実施

[施策2]★地域生活支援体制の整備

《現状と課題》

- ・高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を持つ地域生活支援拠点を整備する必要があります。
- ・差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会を構築し、精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

《主な取り組み》

①地域生活支援拠点の整備【障害福祉課、障害福祉課（松が谷福祉会館）・保健予防課】

障害者の高齢化・重度化や親の高齢化に伴い、既存施設や福祉サービスの支援では、対応が困難なケースが増えています。本区における地域生活支援拠点の機能や整備手法について検討し整備していきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
地域生活支援拠点の整備	検討	検討	検討	実施

②★精神障害者における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【保健予防課】

精神障害者における保健、医療、福祉関係者等の様々な関係者が情報共有や連携を行う体制として協議の場を設置します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
精神障害者における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	—	検討	検討	実施

[施策3]★相談支援体制の充実

《現状と課題》

- ・障害者自身が生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るためには、個々の障害の特性や必要性に応じた様々なサービスを調整し、支援する相談支援体制の充実が必要です。
- ・平成28年度より地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図っています。
- ・区内には、計画相談支援事業所が10か所あり、区の委託相談支援事業所は3か所設けられています。
- ・平成27年度より障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画を導入することが義務づけられ、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の役割が大きくなっています。
- ・利用できる障害福祉サービス等を効率的に周知するためには、各相談窓口の個別対応だけでなく、障害福祉サービス説明会の開催が重要となります。
- ・平成27年1月より難病の患者に対する医療等に関する法律が施行されて以降、難病の対象疾患が順次拡大されていくなど、難病に対する相談体制の充実が求められています。
- ・障害者が地域で自立した生活を送るためには、日常的に交流のあるNPO法人や社会福祉法人等、身近なところで日常生活にかかる様々な相談に応じられる体制が必要です。

《主な取り組み》

①基幹相談支援センターの運営【障害福祉課（松が谷福祉会館）・保健予防課】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを運営し、障害者等の相談、情報提供、助言を行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多彩な相談支援に対応する人材育成などを行い、ライフステージに応じて地域の障害者の抱える課題解決を支援します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センターの運営	実施	実施	実施	実施

②相談支援事業所等の周知【障害福祉課・保健予防課】

障害福祉サービス等の利用支援を行う特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援を行う事業所について、広く周知します。また、心身に障害のある方の身近な相談員が、障害者やその家族からの様々な相談を受ける身体障害者・知的障害者相談員制度についても広く周知します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
相談支援事業所、身体障害者・知的障害者相談員制度の周知	実施	実施	実施	実施

③障害福祉サービス説明会の実施【障害福祉課・保健予防課】

就学前の児童の保護者や、障害者本人からの要望に対し、障害福祉サービス説明会を実施し、施策やサービスの浸透に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害福祉サービス説明会	実施	実施	実施	実施

④難病患者への相談支援の実施【保健予防課】

難病患者が障害福祉サービスを利用できることについて周知に努めるとともに、難病患者とその家族からの療養生活等に関する相談に応じます。また、難病対策地域協議会を設置し、難病患者への相談支援の強化について検討していきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
難病対策地域協議会	検討	実施	実施	実施

⑤★発達障害児（者）の総合的な相談支援の充実【保健サービス課・障害福祉課（松が谷福祉会館）・教育支援館・保健予防課など】

平成 29 年 3 月に策定した「台東区発達障害児（者）支援方針」に基づき、ライフステージに応じた一貫した相談支援を行うため関係機関との連携を図ります。

⑥安心生活支援事業の実施【障害福祉課・保健予防課】

地域移行推進のため、『安心生活支援事業』※を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
安心生活支援事業	実施	実施	実施	実施

※『安心生活支援事業』とは…？

障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだ支援計画を作成し、地域生活への移行や定着を図る事業です。

(1) 地域移行推進重点プランの作成、コーディネート事業

- ・障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援策等を盛り込んだ支援計画の作成や各サービスの総合調整を図ります。

(2) 緊急時相談支援事業

- ・夜間、休日の相談支援体制（24 時間 365 日）を整備し、相談支援を提供します。

(3) 緊急時ステイ事業

- ・緊急一時的な宿泊場所を提供します。

(4) 地域生活体験事業

- ・一般アパートなどを借り上げ、障害者が一定期間地域生活を体験できる一人暮らしに向けた自立生活支援を提供します。

[施策4] ピアサポートの充実

《現状と課題》

・ 障害者自身の自己決定、自己選択の力を、同じ障害のある人同士で育みあい、支えあうことは、仲間づくりとともに、地域で自立した生活を送るために必要なことです。同じ障害のある人に話を聞いてもらい、助言を受ける機会であるピアカウンセリングの体制づくり等が必要です。

《主な取り組み》

①ピアカウンセリングの実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）・保健予防課】

障害者自立支援センターや精神障害者地域生活支援センターあさがおで実施しているピアカウンセリングについて、引き続き実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
ピアカウンセリング	実施	実施	実施	実施

②社会生活訓練事業の実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

社会生活訓練事業における、交流サークル、麻雀サークル、絵画サークル等の自主サークルの中で、障害当事者が相互にサポートし合いながら仲間づくりができる機会を充実させていきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
自主サークル	実施	実施	実施	実施

[施策5] 住宅相談等の支援

《現状と課題》

・「住み慣れた地域で生活したい」と願う障害者にとって、自立して生活するためには、住まいの確保が不可欠です。しかし、障害の状況等により民間アパートや公営住宅が見つからない、借りられないという状況があるため、引き続き、住宅に対する支援等が必要です。

《主な取り組み》

①住宅相談・啓発・情報提供の実施【住宅課】

高齢者等家賃等債務保証制度や（一財）高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の周知、活用に努めます。また、住宅確保要配慮者（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）が、区内の民間賃貸住宅を自己都合以外の理由で立ち退いて、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に係る費用の一部を助成する「高齢者等住み替え居住支援制度」を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
住宅相談・啓発・情報提供	実施	実施	実施	実施

②安心生活支援事業の実施《再掲》【障害福祉課・保健予防課】

地域移行推進のため、「安心生活支援事業」を実施します。

③单身生活サポート事業の実施【保健予防課】

地域での单身生活を希望する精神障害者に対し、一般住宅入居支援や生活支援を行う「单身生活サポート事業」を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
单身生活サポート事業	実施	実施	実施	実施

基本目標 1 地域生活支援の充実

【重点課題 2】 在宅サービスの充実

・障害者総合支援法において、基本理念として「すべての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」とあるように、地域、特に在宅でサービスを受けられる環境を整えることは重要です。

・今後の障害者福祉においては、「親亡き後」や高齢化する障害者と見守る家族が将来を安心して任せられる社会づくりが求められています。

・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域で生活を続けられるよう、障害のある方の能力を最大限に活かすためのリハビリテーションの実施が求められています。

《施策の取り組み》

区では、在宅サービスの充実に向けて、以下の3施策について重点的に取り組みます。

[施策1] ★障害者に対する在宅支援

[施策2] 障害者の高齢化への対応

[施策3] リハビリテーションの実施

[施策1]★障害者に対する在宅支援

《現状と課題》

- ・在宅サービスは障害の軽重に関わらず地域で生活することを希望する障害者の在宅生活を支える重要な柱です。
- ・近年、生活介護施設や就労継続支援事業所等の利用者に対する通所時間外の支援及び短期入所等の拡充が課題となっています。特に、短期入所において医療的ケアを必要とする人を受け入れる事業所に対する支援を推進する必要があります。
- ・障害者一人ひとりの生活習慣病予防のためにも、健康的な生活習慣への意識向上が大切です。
- ・精神障害者の方が住み慣れた地域で生活するためには、病状が不安定になったときや家族等の都合により介護者等がいなくなったときなどにも、入院しないで休息をとることができるよう迅速に対応する必要があります。
- ・地域での単身生活を希望する精神障害者は、グループホーム等から一般住宅への入居の際、困難を伴うことが多くみられます。また、自立生活後の生活支援も必要であり、そのための相談員派遣等の支援が必要です。

《主な取り組み》

①★医療的ケアを利用できる施設の充実【障害福祉課】

医療的ケアを必要とする人が、短期入所、日中一時支援を利用できるように運営事業者を支援します。

②★重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の実施【障害福祉課・保健サービス課・保健予防課】

重症心身障害児（者）の自宅等に訪問看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア等を行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）を図ります。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	検討	実施	実施	実施

③健康づくりの普及啓発【保健サービス課】

健診などの機会を利用して、健康づくりの普及啓発を行い、より良い生活習慣づくりを支援します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
健康づくりの普及啓発	実施	実施	実施	実施

④都型ショートステイ事業の実施【保健予防課】

地域で生活する精神障害者の病状が不安定になったときや、家族等の都合により介護ができなくなったときなどに、入院しないで休息をとることができる「都型ショートステイ事業」（精神障害者グループホームを活用したショートステイ）を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
都型ショートステイ事業	実施	実施	実施	実施

⑤单身生活サポート事業の実施《再掲》【保健予防課】

地域での单身生活を希望する精神障害者に対し、一般住宅入居支援や生活支援を行う「单身生活サポート事業」を実施します。

[施策2] 障害者の高齢化への対応

《現状と課題》

- ・障害者総合支援法の改正により、相当の長期間にわたり、障害福祉サービスを利用して来た高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みが設けられました。
- ・障害の種別にかかわらず、高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉施策との連携が重要な課題となっています。特に同様のサービスを提供する在宅サービスについては、65歳という年齢によって介護保険給付が優先されることとなります。障害福祉サービスと介護保険サービスが可能な限り、総合的に提供される必要があります。

《主な取り組み》

①介護保険サービスへの移行時の支援【障害福祉課・保健予防課・介護保険課】

障害福祉サービスの利用者が、65歳に到達するなど介護保険サービスに移行することとなった際に、円滑にサービスを利用できるよう相談などの支援を実施します。

また、介護保険サービスに移行しても、個々の状況に応じ障害福祉サービス等を併用することにより、充実した生活が送れるように支援を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
介護保険サービスへの移行時の支援	実施	実施	実施	実施

②障害者の高齢化、重度化に伴うグループホームの整備【障害福祉課】

高齢化・重度化の進んだ障害者が引き続き、安心してサービスの利用ができるよう、グループホームの整備に向けて、区内事業所と連携協議を進め、取り組みの方向性を検討します。

[施策3] リハビリテーションの実施

《現状と課題》

・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けられるように、機能訓練の実施などの継続的なリハビリテーションが必要です。

《主な取り組み》

①中途障害者への機能訓練の実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

脳卒中等の後遺症のある人に、機能維持と改善のために、個々の障害に応じた機能訓練を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
中途障害者への機能訓練	実施	実施	実施	実施

基本目標 1 地域生活支援の充実

【重点課題 3】 権利擁護の推進

・平成 26 年 1 月、日本は障害者権利条約を批准しました。条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の成立など障害者のための制度改革が行われました。その結果、障害者の権利擁護については、長い間、法制度の谷間となっていました。その重要性について少しずつ浸透しはじめたところです。

・実態調査においては、平成 24 年 10 月に設置した障害者虐待防止センターの内容も名前も知っている人は、5 人に 1 人となっており、十分な活用がなされていない状況となっています。また、障害者差別解消法の内容を知っている人は 10 人に 1 人であり、まだ十分に認知されているとは言えません。

・権利擁護に関する周知については、行政から率先して取り組むことが必要です。

《施策の取り組み》

区では、権利擁護の推進に向けて、以下の 3 施策について重点的に取り組みます。

[施策 1] 虐待の防止、養護者に対する支援の実施

[施策 2] 障害を理由とする差別の解消の推進

[施策 3] 権利擁護の取り組み

[施策1] 虐待の防止、養護者に対する支援の実施

《現状と課題》

- ・平成24年度に障害者虐待防止法が施行され、本区では、同法の円滑な施行に向けて障害者虐待防止センターを整備しました。
- ・高齢者等の関係機関と緊密に連携しながら、障害者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応の取り組みを推進するとともに、虐待防止に関する啓発を行うことが必要です。

《主な取り組み》

①障害者虐待防止センターの運営【障害福祉課・保健予防課】

障害者虐待防止センターの事業として、障害者相談支援専門員による24時間365日の相談支援、虐待を受けている障害者が一時的に避難可能な施設の確保、養護者に対する相談、助言、虐待防止に関する講演会等を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
障害者虐待防止講演会	1回	1回	1回	1回

②各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携の強化【障害福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）・保健予防課など】

地域の相談支援事業者やNPO法人等が参加する地域自立支援協議会において、個別支援会議等を通じた虐待等の早期発見と対応を充実するとともに、子ども家庭支援センターや松が谷福祉会館こども療育室、地域包括支援センター等と、障害者虐待防止センターの連携を強化します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携強化	実施	実施	実施	実施

[施策2] 障害を理由とする差別の解消の推進

《現状と課題》

- ・平成28年4月に、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等を定めた障害者差別解消法が施行されました。
- ・実態調査においては、障害者差別解消法の内容を知っている人は10人に1人とどまるなど、今後も周知・啓発が必要です。

《主な取り組み》

①障害者差別解消法の周知・啓発【障害福祉課】

区内事業者等に対して、障害に対する理解を深めるための講習会の開催やシンボルマークの活用、関係機関の研修会等での情報発信など、今後も様々な手法で障害者差別の解消に向けて周知・啓発を行い、障害者に対して合理的配慮が提供されるよう推進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
障害者差別解消法の周知・啓発	実施	推進	推進	推進

[施策3] 権利擁護の取り組み

《現状と課題》

- ・判断能力が十分でない障害者が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。実態調査でも、知的障害者の生活の中での悩み事では金銭管理のことが多くあげられています。
- ・相談支援事業の利用や障害福祉サービス等の提供に際しては、障害者の権利が擁護され、公平性・中立性が確保されることが重要です。
- ・成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう、今後も普及・啓発が必要です。

《主な取り組み》

①成年後見制度普及啓発・利用支援【福祉課・社会福祉協議会】

社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の普及啓発に関する取り組みを実施します。また、費用負担が困難な方に対する後見報酬等の助成や、本人又は親族による審判申立が困難な場合の区長申立を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度普及啓発・利用支援	実施	実施	実施	実施

②市民後見人の育成・活動支援【福祉課・社会福祉協議会】

社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の担い手となる市民後見人育成のため、研修や事例検討会を実施します。また、社会福祉協議会が市民後見人の後見監督人を受任し、交流会の開催や日常的な業務に関する相談を受けるなど、活動を支援します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
市民後見人の育成・活動支援	実施	実施	実施	実施

③権利擁護の各事業と相談支援事業所との連携強化【福祉課・社会福祉協議会】

権利擁護センターあんしん台東（社会福祉協議会）で実施している地域福祉権利擁護事業、財産保全管理サービス、成年後見制度利用支援等と各相談支援事業所との連携を強化します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
権利擁護の各事業と相談支援事業所との連携強化	実施	実施	実施	実施

基本目標 2 障害児に対する支援の充実

【重点課題 4】 障害児支援の提供体制の充実

- ・障害のある子供には、早い段階からの適切な支援が重要であり、子供と長く関わる保護者や保育園・幼稚園・こども園・学校の職員等による気づきがとても大切です。
- ・そのためには、関係機関と連携した早期発見とそれに伴う療育、さらに、年齢に応じた取り組みを一貫して行うことが重要です。
- ・医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児支援機関への通所を継続することは、難しい状況にあり、身近な地域で支援が受けられるよう障害児の日中活動の充実を図ることが重要です。

《施策の取り組み》

区では、障害児支援の提供体制の充実に向けて、以下の5施策について重点的に取り組みます。

- [施策1] 障害の早期発見
- [施策2]★年齢に応じた支援の充実
- [施策3]★乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援
- [施策4]★医療的ケア児に対する支援の充実
- [施策5]★障害児の日中活動の場の充実

[施策1] 障害の早期発見

《現状と課題》

- ・障害の早期発見については、保健所の乳幼児健康診査や発達相談が主な窓口であり、その後の療育機関の指導につなげています。他にも、松が谷福祉会館、教育支援館、子ども家庭支援センターなどで相談を受けるケースや、身近な保育園や幼稚園、こども園などの日常の場が発見・相談の窓口になることも多くなっています。
- ・今後も、こうした窓口の多様性を維持しつつ、連携を強化し、適切に学校教育や療育へとつながる相談・指導体制の充実を図る必要があります。

《主な取り組み》

①早期発見と療育機関との連携強化【保健サービス課・障害福祉課（松が谷福祉会館）・子ども家庭支援センター】

乳幼児健康診査・相談事業において障害を早期に発見し、専門相談、療育機関につなげるとともに連携を強化します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
乳幼児健康診査	実施	実施	実施	実施
療育機関との連携強化	実施	実施	実施	実施

②子供に関わる関係機関職員の資質向上【障害福祉課（松が谷福祉会館）・教育支援館など】

発達障害に関する職員研修や保育園や幼稚園、こども園への巡回訪問時の支援方法の助言等により、子供に関わる関係機関職員の対応力を高めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
子供に関わる関係機関職員の資質向上	実施	実施	実施	実施

[施策2]★年齢に応じた支援の充実（乳幼児期／学齢期／学校卒業まで）

◆乳幼児期の支援◆

《現状と課題》

- ・子供たちが障害の有無にかかわらず、共に過ごし互いに触れ合う中で育ち、学ぶことは、障害への理解につながり、将来的にはノーマライゼーションの社会の実現に貢献できることとなります。そのため、多くの乳幼児が利用する保育園・幼稚園・こども園での取り組みが重要となります。これらの関係機関と保護者が、子供に対する共通の理解を進めながら支援をすることが重要です。
- ・保育園への障害児の入園を促進するためには、障害児が入園した場合の看護師、保育士、介助員等の人員配置や職員の資質向上を図ることが必要です。
- ・幼稚園・保育園等の関係機関からの要請により専門職員が訪問して、発達上の心配のある子供の特性や対応方法に対して助言を行う巡回訪問については、各施設からの要望が非常に多く、充実していく必要があります。
- ・障害児の専門機関である療育機関と、保育園・幼稚園・こども園が連携し、それぞれの特性を活かした支援を行うことがこれまで以上に求められています。

《主な取り組み》

- ①★巡回訪問の充実【障害福祉課（松が谷福祉会館）】
 保育園・幼稚園・こども園等への巡回訪問を充実します。

- ②家庭に対する支援の実施【障害福祉課】
 日中一時支援や緊急一時保護等により家庭に対する支援を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
日中一時支援、緊急一時保護	実施	実施	実施	実施

- ③学校・園への巡回相談等の実施【学務課・教育支援館】
 専門家による学校・園への巡回相談等により、配慮を要する幼児・児童・生徒に関して、教職員等に対し適切な指導・助言を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
学校・園への巡回相談等	実施	実施	実施	実施

④幼児、児童、生徒の安全確保の支援【教育支援館】

学校・園に、特別支援教育支援員を配置し、配慮を要する幼児・児童・生徒の安全確保の支援を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
特別支援教育支援員の配置	実施	実施	実施	実施

⑤特別支援教育に携わる教職員等への研修の実施【指導課・教育支援館】

特別支援教育に携わる教職員等の資質向上のため、学校教育相談講座を実施します。

また、特別支援教育支援員への研修を充実し、幼児・児童・生徒の支援に活かします。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
特別支援教育に携わる教職員等への研修	実施	実施	実施	実施
学校教育相談講座	実施	実施	実施	実施

◆学齢期の支援◆

《現状と課題》

- ・通学中の障害児の生活能力の向上と放課後の居場所づくりを目的に、現在区内では、10か所の事業所が放課後等デイサービスを運営しています。
- ・区内では、9か所のこどもクラブ（学童保育）で集団保育が可能な障害児を6年生まで保育する高学年障害児保育を実施していますが、障害児を受け入れるこどもクラブの拡大が求められています。
- ・特別支援教育については、障害児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、障害児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導・支援が必要です。当該児童・生徒の障害に応じた適切な教育を受けられる就学先を選択できるように、その支援を行う就学相談、通級相談の充実が求められています。
- ・特別支援学校に在籍する児童・生徒にとって、地域指定校に副籍を持つことは、在籍する同年代の児童・生徒との関係が構築され、居住する地域の一員としての自覚が生まれます。また、地域指定校に在籍する児童・生徒にとっても特別支援教育や障害に対する正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として互いを理解し、共に支えあって生きていくことの大切さを学ぶことができます。このため、双方の教育効果を高める観点から副籍事業を推進する必要があります。

《主な取り組み》

①こどもクラブ高学年障害児保育の実施【児童保育課（放課後対策担当）】

高学年障害児対応こどもクラブについては、施設改修時に整備を進めていきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
高学年障害児対応こどもクラブ	実施	実施	実施	実施

②就学相談、通級相談の充実【学務課】

障害児の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導・支援を受けられるよう就学相談や通級相談を充実します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
就学相談、通級相談	実施	充実	充実	充実

③学校・園への巡回相談等の実施《再掲》【学務課・教育支援館】

専門家による学校・園への巡回相談等により、配慮を要する幼児・児童・生徒に関して、教職員等に対し適切な指導・助言を行います。

④副籍事業の推進【学務課】

特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小中学校と交流する副籍事業を推進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
副籍事業	実施	推進	推進	推進

⑤幼児、児童、生徒の安全確保の支援《再掲》【教育支援館】

学校・園に、特別支援教育支援員を配置し、配慮を要する幼児・児童・生徒の安全確保の支援を行います。

⑥特別支援教育に携わる教職員等への研修の実施《再掲》【指導課・教育支援館】

特別支援教育に携わる教職員等の資質向上のため、学校教育相談講座を実施します。
また、特別支援教育支援員への研修を充実し、幼児・児童・生徒の支援に活かします。

◆学校卒業までの支援◆

《現状と課題》

- ・地域生活や就労への移行が速やかにできるようにするためには、在学中から進路について学校、障害福祉機関、障害者就労支援室との連携による支援が必要です。
- ・障害当事者、保護者にとっては、就労に対する不安があり、在学中から就労の体験ができる仕組みづくりも求められています。

《主な取り組み》

①在学中からの就労支援【障害福祉課】

特別支援学校と障害者就労支援室が連携し、在学中から就労支援を実施します。

また、特別支援学校高等部と区内通所事業者、障害者就労支援室、区関係者で構成される台東区障害者関係機関連絡会通所部会を開催し、各学校の卒業生の進路についての情報共有を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
台東区障害者関係機関連絡会通所部会	2 回	2 回	2 回	2 回

②特別支援学校、保護者、区関係機関による個別の教育支援会議の実施【障害福祉課・保健サービス課】

特別支援学校に在籍する生徒の保護者が希望する場合に、特別支援学校、保護者、区関係機関による個別の教育支援会議を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
特別支援学校、保護者、区関係機関による個別の教育支援会議	実施	実施	実施	実施

[施策3]★乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

《現状と課題》

- ・障害の発見、乳幼児期の生活、就学、学齢期、学校卒業まで、それぞれの時期に応じた相談、療育支援が一貫して行われることによって、それぞれの円滑な移行が図られます。そのためには、各ライフステージにおける支援計画等が保護者や支援機関によって共有されることが必要であり、共有できる仕組みの整備が求められています。
- ・本区では、身近な地域で支援を受けられるよう松が谷福祉会館を中心とした相談支援や各関係機関との連携を充実するとともに、身近な保育園、幼稚園、こども園、学校などの場において障害に関わる相談を受けられる体制を整える必要があります。
- ・国の基本指針において、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1か所以上整備することが目標値として定められており、本区についても児童発達支援センターを中核として障害児の地域支援体制の構築を検討する必要があります。

《主な取り組み》

①関係機関の情報共有の強化《再掲》【障害福祉課（松が谷福祉会館）・学務課など】

保護者（本人）が、日常生活での配慮点や特性、これまで受けてきた支援情報などの本人情報を記録・保管し、関係機関に提示する（仮）サポートファイルを導入し、関係機関の情報共有の強化を図ります。また、関係機関はその作成を支援するため、支援情報の提供を行います。

②各支援機関のネットワーク強化【障害福祉課（松が谷福祉会館）・保健サービス課など】

各支援機関（保健所、松が谷福祉会館こども療育室、各教育機関、障害者就労支援室、各相談支援事業所など）の連携によるネットワークを強化し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援の体制を充実します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
各支援機関のネットワーク強化	実施	実施	実施	実施

③★児童発達支援センターの整備検討【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応、障害のある乳幼児を預かる保育園等への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの整備を検討します。

[施策4]★医療的ケア児に対する支援の充実

《現状と課題》

- ・近年、医療技術の進歩を背景に、人工呼吸器やたんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童が増加しています。しかし、これまでは医療的ケア児を対象とした支援を受けることが難しく、24時間の在宅でのケアが余儀なくされている状況でした。
- ・平成28年6月に改正された児童福祉法では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体では保健・医療・福祉等の連携体制の構築に努めることとされています。
- ・本区においては、医療的ケアを必要とする人を受け入れている事業所に対する支援を行っており、今後も短期入所を提供する関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。

《主な取り組み》

①★医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置【障害福祉課・保健予防課など】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置・運営	検討	実施	実施	実施

②★医療的ケアを利用できる施設の充実《再掲》【障害福祉課】

医療的ケアを必要とする人が、短期入所、日中一時支援を利用できるように運営事業者を支援します。

③★重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の実施《再掲》【障害福祉課・保健サービス課・保健予防課】

重症心身障害児（者）の自宅等に訪問看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア等を行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）を図ります。

[施策5]★障害児の日中活動の場の充実

《現状と課題》

- ・発達の遅れやその心配があると思われる子供に対して、日常の基本的な生活習慣や社会生活への適応力を身につけるために専門的な支援を行う必要があります。
- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児は、一般の障害児通所施設では、看護師等の人員配置が不足しているなど、支援を受けることが難しい状況にあります。
- ・国の基本指針において、平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することが目標値として定められています。

《主な取り組み》

①★児童発達支援センターの整備検討《再掲》【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応、障害のある乳幼児を預かる保育園等への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの整備を検討します。

②★重症心身障害児の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保【障害福祉課】

重症心身障害児が、身近な地域で必要な支援を受けて生活できるよう、重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、民間活力などを活用しながら施設を確保します。

基本目標 2 障害児に対する支援の充実

【重点課題 5】 発達障害児の支援体制の充実

- ・子供の発達障害は、見た目には分かりづらく、周りの人たちには理解できない行動として現れることがあります。
- ・平成 17 年の発達障害者支援法施行から 10 年以上が経過し、発達障害に対する社会全体の関心と認識は高まり、支援ニーズは年々増加傾向にあります。また、支援ニーズ自体も多様化しています。
- ・実態調査においても地域で安心して暮らすために重要と思う施策として療育の充実を挙げた人が 5 人に 1 人となっています。
- ・平成 28 年 5 月には「発達障害者支援法」の改正により、切れ目のない支援の実施や関係機関での情報共有の促進が明記されるなど、法制度の整備が進められています。
- ・本区では、平成 29 年 3 月に「台東区発達障害児（者）支援方針」を策定し、乳幼児期から成人期までそれぞれのライフステージに応じた一貫した支援体制の充実を目指しています。

《施策の取り組み》

区では、発達障害児の支援体制の充実に向けて、以下の 4 施策について重点的に取り組みます。

[施策 1] ★早期発見体制の充実

[施策 2] ★相談・支援体制の充実

[施策 3] ★継続支援体制の強化

[施策 4] ★普及・啓発の促進

[施策1]★早期発見体制の充実

《現状と課題》

- ・ASD（自閉症スペクトラム障害）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）やLD（学習障害）などの発達障害は、家庭では気づきにくいため保護者の理解を得ることが難しい場合が多くあります。適切な対応や支援が行われない状況が続いてしまうと、「いじめ」や「ひきこもり」、「精神疾患」等の二次的な問題や障害を引き起こす場合があります。
- ・発達障害はできる限り早期に発見し、適切な支援につなげることが何よりも重要です。
- ・発達障害に対する理解を更に促進するとともに、保育園・幼稚園・こども園・小学校等での対応力を高め、子供の育ちの支援を進めつつ、同時に家庭への支援につなげる仕組みづくりが求められています。

《主な取り組み》

①★健診における発見精度の向上【保健サービス課・学務課】

乳幼児健康診査等の従事者に対して研修を行い、発見精度の向上を図り相談機関へつなげていきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
乳幼児健康診査等の従事者に対する研修	実施	実施	実施	実施

②学校・園への巡回相談等の実施《再掲》【学務課・教育支援館】

専門家による学校・園への巡回相談等により、配慮を要する幼児・児童・生徒に関して、教職員等に対し適切な指導・助言を行います。

③★巡回訪問の充実《再掲》【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

保育園・幼稚園・こども園等への巡回訪問を充実します。

[施策2]★相談・支援体制の充実

《現状と課題》

- ・子供の発達に対する不安を感じつつも障害を受容できない保護者も多く、支援の入り口となる相談窓口は、身近なところで気軽に受けられる環境が求められます。さらに着実に適切な支援へつなげていくため、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。
- ・発達障害のある子供への支援ニーズは、今後も増加が予想されることから、身近な地域でより多くの子供が必要な指導・支援を不足なく受けられる環境が必要です。
- ・保護者・家族については、悩みや不安をどこにも相談できず、周囲から孤立してしまうこともあるため、当事者だけでなくこうした保護者・家族に対する支援策が求められています。

《主な取り組み》

- ①早期発見と療育機関との連携強化《再掲》【保健サービス課・障害福祉課（松が谷福祉会館）・子ども家庭支援センター】
乳幼児健康診査・相談事業において障害を早期に発見し、専門相談、療育機関につなげるとともに連携を強化します。
- ②★松が谷福祉会館こども療育室の相談・通所事業の充実【障害福祉課（松が谷福祉会館）】
乳幼児期から学齢期までの一貫した相談支援を実施します。また、乳幼児期から学齢期まで、各発達段階、障害種別に応じた療育が提供できる体制を検討します。
- ③★特別支援教室の実施【学務課・指導課・教育支援館】
区立の全小学校において、在籍校で巡回指導教員による特別な指導が受けられる特別支援教室を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
特別支援教室	実施	実施	実施	実施

- ④就学相談、通級相談の充実《再掲》【学務課】
障害児の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導・支援を受けられるよう就学相談や通級相談を充実します。

⑤★子ども家庭支援センターの環境整備【子ども家庭支援センター】

障害の有無に関わらず、保護者・家族が気軽に子供の発達についての支援を受けられるよう、子ども家庭支援センターの相談体制の充実等の環境整備を図り、更なる利用を促進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
子ども家庭支援センターの環境整備	実施	実施	実施	実施

⑥★保護者・家族同士の交流機会の拡大【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

発達障害のある子供を育てる保護者・家族の不安軽減のために、学校見学会や講演会等の情報提供や保護者・家族同士の交流の機会の拡大を図ります。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
保護者・家族同士の交流機会の拡大	実施	実施	実施	実施

⑦★子育て支援プログラムの実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

発達障害に特化した子育て支援プログラムとして、保護者・家族が子供の行動分類や上手な指示の出し方、関係機関との関わり方等を学ぶ講座等を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
子育て支援プログラム	実施	実施	実施	実施

[施策3]★継続支援体制の強化

《現状と課題》

- ・発達障害のある子供への支援は、ライフステージに応じて切れ目なく一貫して行う必要があります。そのためには、関係機関の情報共有が重要であり、また支援の中心となる中核的拠点の機能が必要です。
- ・より適切な支援につなげて継続的に支援していくためには、各支援機関において発達障害の特性を正しく理解し、適切な配慮を実践する必要があります。

《主な取り組み》

①関係機関の情報共有の強化【障害福祉課（松が谷福祉会館）・学務課など】

保護者（本人）が、日常生活での配慮点や特性、これまで受けてきた支援情報などの本人情報を記録・保管し、関係機関に提示する（仮）サポートファイルを導入し、関係機関の情報共有の強化を図ります。また、関係機関はその作成を支援するため、支援情報の提供を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
（仮）サポートファイルの導入	検討	実施	実施	実施

②子供に関わる関係機関職員の資質向上《再掲》【障害福祉課（松が谷福祉会館）・教育支援館など】

発達障害に関する職員研修や保育園・幼稚園・こども園への巡回訪問時の支援方法の助言等により、子供に関わる関係機関職員の対応力を高めます。

③★児童発達支援センターの整備検討《再掲》【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応、障害のある乳幼児を預かる保育園等への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの整備を検討します。

[施策4]★普及・啓発の促進

《現状と課題》

・様々な生きづらさを抱えながら生活している発達障害児（者）が、住み慣れた地域で充実した社会生活を送るためには、周囲の人々の配慮や協力等が必要であり、より具体的な理解を進める必要があります。

《主な取り組み》

①★講演会・啓発事業の実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

発達障害の特性や当事者への社会的配慮・サポートの重要性、適切な対応への理解を促進するため、ニーズに則した講演会等を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
発達障害に関する講演会・啓発事業	2 回	2 回	2 回	2 回

基本目標3 就労支援の充実

【重点課題6】 障害者の雇用・就労支援体制の整備

・就労は、障害者が地域で自立して暮らしていくにあたり、自分の暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素です。実態調査においても、将来希望する日中の過ごし方は、「一般就労などにより働きたい」と回答した割合が一番高く、障害者の就労に向けて様々な施策を通じた支援が求められています。

・就労への支援については、一般就労に向けた訓練や就労後の定着支援、福祉的就労などの障害者に対する施策があげられますが、障害者を雇用する企業や就労支援を進めていく事業所に対する支援も必要となります。

《施策の取り組み》

区では、障害者の雇用・就労支援体制の整備に向けて、以下の5施策について重点的に取り組みます。

[施策1] 安心してチャレンジできる体制の整備

[施策2] 就労意欲促進の取り組み

[施策3] 地域のネットワークによる支援

[施策4] 福祉的就労をしている障害者への支援

[施策5]★一般就労を継続できる支援体制の強化

[施策1] 安心してチャレンジできる体制の整備

《現状と課題》

- ・「一般就労により働きたい」と願う障害者が、安心して就労にチャレンジするためには、個々の障害特性や能力に応じた支援が重要です。また、個々の状況にあった就労のため、求職活動に対する支援や日常生活への支援が必要です。このため特別支援学校との連携の強化や就労支援事業の充実が求められています。
- ・平成28年の障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わり、法定雇用率が段階的に引き上げられます。
- ・特別支援学校卒業者等が就労系障害福祉サービスを利用するためには、原則として、就労面のアセスメントが必要であり、適切であると認められる場合に就労継続支援事業を利用することになります。

《主な取り組み》

①就労支援室による就労相談の実施【障害福祉課】

障害者への就労支援を行う障害者就労支援室では、一般就労を希望する障害者などに対して障害特性に応じた就労相談を行い、企業等へのマッチングや就労定着、生活支援などの支援に結びつけています。今後も、東京都障害者職業センター等の関係機関との連携をさらに強化して、就労相談を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
障害者就労支援室の運営	実施	実施	実施	実施

②支援員の資質向上、地域開拓促進コーディネーターの配置【障害福祉課・保健予防課】

就労支援室のジョブコーチの更なる資質の向上に努め、各障害特性「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害）」に応じた支援を実施します。また、企業等に対するアプローチを強化するため、専任の地域開拓促進コーディネーターの配置を継続します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
地域開拓促進コーディネーターの配置	実施	実施	実施	実施

③在学中からの一般就労へ向けた個別の教育支援会議の実施【障害福祉課】

特別支援学校との連携を強化し、就学期から一般就労に向けた体制づくりを行い、特別支援学校、保護者、関係機関による個別の教育支援会議を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
個別の教育支援会議	実施	実施	実施	実施

④就労アセスメントの実施【障害福祉課・保健予防課】

就労継続支援事業を希望する利用者について、利用者が適切なサービスを受けられるような就労面のアセスメントを実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
就労アセスメント	実施	実施	実施	実施

[施策2] 就労意欲促進の取り組み

《現状と課題》

・障害者や家族の中には、就労に対する情報不足、過去の経験から不安などを抱えている人も多くいます。就労に対する不安を取り除くためにも、就労の体験や就労情報の提供が重要となっています。引き続き、福祉的就労から一般就労への移行について支援が必要です。

《主な取り組み》

①成人期の発達障害者に対する社会参加支援事業の実施【保健予防課】

対人関係スキル等のトレーニング、就労につなぐ相談支援など成人期の発達障害に特化した社会復帰相談指導事業（デイケア）を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
成人期の発達障害者に対する社会復帰相談指導事業	実施	実施	実施	実施

②就労トレーニングの実施【障害福祉課】

区役所等で行う職場体験訓練である就労トレーニングを通じて、障害者の社会参加の場を提供し、就労意欲の向上を図るとともに、一般就労に向けた支援を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
就労トレーニング	実施	実施	実施	実施

③障害者・関係者への情報提供【障害福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

障害者、家族に対し、一般就労を希望する障害者が通所する福祉作業所等と障害者就労支援室が連携し、一般就労へ向けた支援や障害者雇用企業の紹介などの情報提供を実施します。また、地域自立支援協議会就労部会において、研修会などを開催し、一般就労に関する意識啓発を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者・関係者への情報提供	実施	実施	実施	実施

[施策3] 地域のネットワークによる支援

《現状と課題》

- ・本区における雇用・労働に係る課題や地域のニーズについての意見交換の場として、ハローワーク、商工会議所、労働基準監督署と台東区地域雇用問題連絡会議を設置しています。
- ・地域自立支援協議会においても、障害者雇用に関係する機関の連絡や課題などの協議を行う組織として、障害者就労支援室、福祉作業所、ハローワーク、企業等による就労部会を設置しています。その結果、関係機関の連携が深まることにより、事業所連絡会（就労継続支援B型事業、就労移行支援事業）の発足にもつながっています。また、これらのネットワークにより、就労支援に向けた各機関の意識や情報の共有化が図られています。

《主な取り組み》

①地域の雇用機関等との連携強化【産業振興課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

台東区地域雇用問題連絡会議や地域自立支援協議会の就労部会を通じて地域の雇用機関等との連携を強化します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
台東区地域雇用問題連絡会議、地域自立支援協議会の就労部会による地域の連携	実施	実施	実施	実施

②ハローワークと連携した、障害者雇用促進に関する情報の発信【障害福祉課】

ハローワークと連携し、障害者雇用促進に関する法改正などの情報を発信し、企業に対する啓発に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者雇用促進に関する情報発信	実施	実施	実施	実施

[施策4] 福祉的就労をしている障害者への支援

《現状と課題》

・安心して働くことができる環境を確保するためには、就労継続支援事業所等が継続・安定して運営できることが必要です。また、就労継続支援事業所等で働く障害者の意欲を高めるために、工賃アップを図ることも重要です。

・平成25年4月から障害者優先調達推進法が施行されたことにより、本区においても「台東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」（以下「調達方針」）を策定しており、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

《主な取り組み》

①受注先開拓や製品開発【障害福祉課】

区内福祉作業所等の製品販路及び受注先の開拓や製品開発を行うとともに、経営ネットワークを活用して、利用者への仕事量の安定化を図ることにより、福祉作業所等の経営力をさらに強化し、利用者の工賃アップと勤労意欲の向上を図ります。また、都や他区市町村と連携して受注促進を行うとともに、区内福祉作業所等の認知度や自主製品の付加価値を高めていきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
区内福祉作業所等における受注先開拓・製品開発	実施	実施	実施	実施

②就労継続支援事業所、地域活動支援センターへの支援【障害福祉課・保健予防課】

日中活動の場として、福祉的就労を担ってきた就労継続支援事業所、地域活動支援センターに対し、事業を継続して運営できるように必要な支援を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
就労継続支援事業所、地域活動支援センターへの支援	実施	実施	実施	実施

③障害者優先調達推進法への対応【障害福祉課】

地方公共団体が障害者支援施設等から物品の買入、役務の提供を受ける場合等について、随意契約によることが可能です。福祉作業所等の業務内容等の把握を行い、公平性や経済性などの確保に留意しつつ、「調達方針」を毎年度策定し、調達の実績について公表を行うなど、区からの受注機会の拡大に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者優先調達推進法への対応	実施	実施	実施	実施

[施策5]★一般就労を継続できる支援体制の強化

《現状と課題》

- ・一般就労を継続するためには、日常の生活支援や悩みを気軽に相談できる体制などの充実が求められています。
- ・就労支援は、一般就労までの支援だけでなく、就労後についても、ジョブコーチ等の職場訪問による障害者に対する職業生活や日常生活の支援及び就労先企業への支援が求められています。

《主な取り組み》

①★一般就労者交流会の充実【障害福祉課】

障害者就労支援室が相談支援事業所と連携して、障害者が一般就労に関する相談を気軽にできるようにすることや、お互いの悩みを相談できる仲間づくりの場として、「一般就労者交流会」を実施していますが、さらに、ビジネスマナー等の勉強会等を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
一般就労者交流会	2 回	3 回	3 回	3 回

②就労後の定着支援や生活支援【障害福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

障害者就労支援室の支援員が一般就労している障害者の職場に定期的に訪問し、就労定着できるよう支援をします。就労中の障害者の日常生活支援については、障害者就労支援室と関係事業所、相談支援事業所等が連携し、相談支援などを行っています。引き続き、地域自立支援協議会の就労部会などにおいても、支援策を検討します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
就労後の定着支援、生活支援	実施	実施	実施	実施

基本目標 4 暮らしを支える環境の確保

【重点課題 7】 居住環境の整備、日中活動の場の整備

- ・入所施設から地域生活への移行を促進するという基本的な考えとともに、障害者が自らの暮らし方を選択し、障害に関わらず生まれ育った地域で生活していくことができるよう、居住環境の整備が必要です。
- ・日中活動の場である生活介護施設や医療的ケアの利用できる施設、重症心身障害児の通所支援施設などは、障害者が充実した暮らしを進めていく上で、重要なものとなっています。

《施策の取り組み》

区では、居住環境の整備、日中活動の場の整備に向けて、以下の2施策について重点的に取り組みます。

[施策1]★居住環境の整備

[施策2]★日中活動の場の整備

[施策1]★居住環境の整備

《現状と課題》

- ・平成29年度末現在、区内には身体障害者福祉ホーム1か所、重度身体障害者グループホーム1か所、知的障害者グループホーム11か所（定住・体験複合型グループホーム1か所含む）、精神障害者グループホーム3か所が整備されています。
- ・知的障害者・精神障害者グループホームともに、第4期計画の目標を達成することが難しい状況であり、引き続き整備を進めていくことが必要です。
- ・障害があることにより、民間賃貸住宅など一般住宅への入居に際して契約や保証人等の関係などから支援が必要な状況があります。円滑に入居ができるよう支援体制の整備が求められています。

《主な取り組み》

①★身体障害者グループホーム等の整備【障害福祉課】

平成29年度末現在、身体障害者福祉ホーム1か所（定住型定員9人）、重度身体障害者グループホーム1か所（定住型定員4人）が整備されています。平成32年度末までに新たに1か所（定員7人）整備します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
身体障害者グループホーム等の整備	累計2か所 定員13人	累計2か所 定員13人	累計2か所 定員13人	累計3か所 定員20人

②知的障害者グループホームの整備【障害福祉課】

平成29年度末現在、累計11か所（定住型定員51人）（定住・体験複合型グループホーム1か所含む）が整備されています。平成32年度末までに新たに4か所（定員16人）整備します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
知的障害者グループホームの整備	累計11か所 定員51人	累計13か所 定員59人	累計14か所 定員63人	累計15か所 定員67人

③精神障害者グループホームの整備【保健予防課】

平成 29 年度末現在、区内に 3 か所（定員 18 人）整備されています。引き続き整備を進め、平成 32 年度末までに定員を 3 人（累計 21 人）増やします。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
精神障害者グループホームの整備	累計 3 か所 定員 18 人	累計 3 か所 定員 18 人	累計 3 か所 定員 18 人	累計 3 か所 定員 21 人

④障害者の高齢化、重度化に伴うグループホーム整備《再掲》【障害福祉課】

高齢化・重度化の進んだ障害者が引き続き、安心してサービスの利用ができるよう、グループホームの整備に向けて、区内事業所と連携協議を進め、取り組みの方向性を検討します。

⑤安心生活支援事業の実施《再掲》【障害福祉課・保健予防課】

地域移行推進のため、「安心生活支援事業」を実施します。

⑥住宅相談・啓発・情報提供の実施《再掲》【住宅課】

高齢者等家賃等債務保証制度や（一財）高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の周知、活用に努めます。また、住宅確保要配慮者（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）が、区内の民間賃貸住宅を自己都合以外の理由で立ち退いて、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に係る費用の一部を助成する「高齢者等住み替え居住支援制度」を実施します。

[施策2]★日中活動の場の整備

《現状と課題》

- ・平成 29 年度末現在、区内には、生活介護施設 5 か所が整備されています。
- ・今後、特別支援学校卒業予定者及び障害者手帳所持者数から推計すると生活介護施設の不足が懸念されます。また、高齢化により福祉的就労施設から生活介護施設への移行者数の増加が見込まれることから、生活介護施設を整備する必要があります。
- ・本区においては、医療的ケアを必要とする人を受け入れている事業所に対する支援を行っており、今後も関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。

《主な取り組み》

①生活介護施設の整備【障害福祉課】

平成 29 年度現在、生活介護施設 5 か所が整備されています。平成 32 年度末までに新たに 2 か所整備します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護施設の整備	累計 5 か所	累計 6 か所	累計 6 か所	累計 7 か所

②★医療的ケアを利用できる施設の充実《再掲》【障害福祉課】

医療的ケアを必要とする人が、短期入所、日中一時支援を利用できるように運営事業者を支援します。

基本目標4 暮らしを支える環境の確保

【重点課題8】 マンパワー（福祉人材）の育成・確保

- ・施設やサービスを整備しても、それを実践する福祉人材が十分でないとサービスは行きあたりません。
- ・利用者に対し、より良いサービスを提供するため、サービスを担う従事者の支援技術の向上が求められています。
- ・福祉分野で就労する人材について、各事業所における職員採用が厳しい状況にあることや定着しないことなどにより質の確保が難しいなどの課題が顕著になっています。

《施策の取り組み》

区では、マンパワー（福祉人材）の育成・確保に向けて、以下の4施策について重点的に取り組みます。

- [施策1] ガイドヘルパーの養成
- [施策2] 手話通訳者の養成
- [施策3] 福祉施設職員等の資質向上
- [施策4] ボランティア活動の推進

[施策1] ガイドヘルパーの養成

《現状と課題》

- ・移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者（児）の社会参加、余暇活動のための支援であり、利用は増加しています。障害者（児）の生活上必要不可欠な外出や社会参加及び生活の質を高めるためにも、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保が重要です。
- ・移動支援は緊急時対応が求められる場合も多く、土日・休日、放課後や夏休み等に利用が集中する傾向があります。
- ・実態調査において、今後充実を希望するサービスは、「外出手段への支援」が一番高く、今後も需要の増加が予想されるため、ガイドヘルパーの養成研修を継続することが必要です。

《主な取り組み》

①ガイドヘルパーの養成【障害福祉課】

知的障害者を対象とした移動支援・通学支援事業のガイドヘルパー確保のため、区独自の養成研修について、内容等の充実を図っていきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
知的障害者ガイドヘルパーの養成人数	30 人	30 人	30 人	30 人

[施策2] 手話通訳者の養成

《現状と課題》

- ・聴覚障害者の地域生活や社会参加を支えるには、手話による意思疎通支援が必要ですが、手話通訳者の養成には、多くの時間が必要です。
- ・本区では、初級、中級、上級、通訳者養成の各研修を実施していますが、引き続き計画的な養成や技能の向上などについて検討が必要です。また、手話通訳者の技術の維持・向上も重要です。

《主な取り組み》

①手話講習会の実施【障害福祉課・社会福祉協議会】

手話通訳者の育成を推進するための手話講習会を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者の養成人数	1 人 (累計 26 人)	2 人 (累計 28 人)	2 人 (累計 30 人)	2 人 (累計 32 人)

②手話通訳者の研修会の実施【障害福祉課】

手話通訳者の技術の維持・向上を図るための研修会を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者研修会	実施	実施	実施	実施

[施策3] 福祉施設職員等の資質向上

《現状と課題》

・利用者に対し、より良いサービスを提供するため、サービスを担う職員の資質向上と福祉人材の確保に向けた取り組みが求められています。

《主な取り組み》

①精神疾患（発達障害を含む）についての研修等の実施【保健予防課】

精神疾患や発達障害についての理解を深めるための研修等を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
精神疾患についての研修等	実施	実施	実施	実施

②地域自立支援協議会各部会における連携・情報共有等の実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

地域自立支援協議会の各部会において、区内の事業者等の連携を強め、障害者の多様なニーズに対応できる支援技術の共有化や、具体的事例に対する研究活動の研修等を実施し、支援技術の向上に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
地域自立支援協議会各部会における連携・情報共有等	実施	実施	実施	実施

③人材育成・確保に向けた取り組みの推進【障害福祉課・保健予防課】

都が実施しているサービス管理者等に対する研修など東京都と連携して人材育成・確保に向けた取り組みを推進します。また、区内事業所等と連携して、職員の資質向上と福祉人材の確保に向けた取り組みを推進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
人材育成・確保に向けた取り組み	実施	推進	推進	推進

[施策4] ボランティア活動の推進

《現状と課題》

・福祉を支える新しい人材の養成・確保を図るため、ボランティア活動を推進し、障害者福祉に対する理解の促進が求められています。

《主な取り組み》

①福祉を支える新しい人材の養成・確保【福祉課・社会福祉協議会・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

社会福祉協議会等と連携し、区民への啓発活動を通じて障害福祉サービスの意義や重要性についての理解を深める活動を行い、福祉を支える新しい人材の養成・確保を図ります。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
ボランティアの養成・確保	実施	実施	実施	実施

②「ボランティアフェスティバル」に対する支援【福祉課・社会福祉協議会】

社会福祉協議会が地域住民やボランティア団体等と協働で開催する「ボランティアフェスティバル」を通じて、多様な人々と出会い、地域とのつながりを深めるとともに、区民等に対してボランティア活動の周知・推進を図ります。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
「ボランティアフェスティバル」に対する支援	実施	実施	実施	実施

③「みんなのひろば祭」に対する支援【障害福祉課】

障害者団体やボランティア団体で構成される実行委員会が実施する「みんなのひろば祭」を通じて、障害者の社会参加の促進、ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア相談コーナーにおいて区民等に対しボランティア活動の広報・啓発活動を支援します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
「みんなのひろば祭」に対する支援	実施	実施	実施	実施

基本目標4 暮らしを支える環境の確保

【重点課題9】 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、障害者の防災対策の課題は多岐にわたり、大きなものであることが再認識されました。
- ・実態調査では災害時に必要とするものとしては、医療面での配慮、避難所への誘導、災害時の安否確認が上位3位にあげられています。また、制度やサービスが整っていても、実際に被災したときの対応への不安などの声も寄せられています。
- ・消費生活をめぐる詐欺や一方的な契約については、財産を脅かすものである一方、その被害に遭ってもどのように対応していいのかがわからないと、泣き寝入りとなる場合も考えられることから、消費者保護の取り組みを行う必要があります。
- ・平成28年7月に相模原市の障害者支援施設で発生した事件により、障害者に対する防犯対策が課題となっています。
- ・障害者が地域に積極的に出て社会生活を行うためには、バリアフリーはまだ十分であるとは言えません。本区では、バリアフリー法に基づき、平成24年3月に「台東区バリアフリー基本構想」を改定し、区全体を一体的に捉えたものにしました。公共施設等を中心に今後もバリアフリーの推進が求められます。

《施策の取り組み》

区では、防災・安全・バリアフリーのまちづくりに向けて、以下の3施策について重点的に取り組みます。

[施策1] 防災対策の推進

[施策2]★防犯対策の推進

[施策3]★公共施設等のバリアフリー化の推進

[施策1] 防災対策の推進

《現状と課題》

- ・災害時に障害者の安全を確保するためには、障害者と地域住民とが日常的な関わりを持つことが必要であり、地域における『共助』を基本とした対応を強める必要があります。
- ・災害が発生した場合の障害者福祉施設や避難所におけるそれぞれの障害特性に合った支援のあり方などについて、引き続き検討する必要があります。
- ・台東区地域防災計画の見直しに伴い、その下位計画として「台東区避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。
- ・平成28年9月には、新たに「特別養護老人ホームフレスコ浅草」を、平成29年6月には、新たに「特別養護老人ホーム橋場すみれ園」などを二次避難所に指定しました。
- ・今後、避難時に活用される避難行動要支援者名簿の運用にあたっては、個別計画の策定を推進しながら、どのように活用していくのかを示していくことが求められています。
- ・緊急時に備えた通報・連絡のあり方としては、身体障害者の緊急通報システムや火災安全システム、聴覚障害者が電話やファックスにより通報する聴覚障害者用110番・119番通報、緊急ファックス等の施策が重要です。

《主な取り組み》

①避難行動要支援者対策の推進【危機・災害対策課・障害福祉課・保健予防課】

災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の名簿を、警察署、消防署、消防団、民生委員等に提供し、平常時から要支援者の所在を把握します。災害発生時には、避難行動要支援者名簿登録者への支援を行う避難支援者や避難所までの避難方法等を定めた個別計画の作成を推進していきます。

また、避難所などでの暮らしを支援するためには、二次避難所（福祉避難所）の運営体制の取り組みを推進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
避難行動要支援者名簿の運用	実施	実施	実施	実施
避難行動要支援者にかかる個別計画の作成	実施	推進	推進	推進

②障害者の防災訓練の参加促進など、共助の仕組みづくりを推進【危機・災害対策課・障害福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

社会参加を促進し、障害者自らが地域に関わりを持つための支援や障害者団体、地域との協働による防災訓練の実施など、『共助』の仕組みづくりを推進します。また、避難行動要支援者の避難を支援する側の訓練も実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者の防災訓練等の参加促進	実施	実施	実施	実施

③緊急通報システムなどの支給【障害福祉課】

自宅での緊急事態に対応するため、緊急通報システムなどの用具を支給します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
緊急通報システムなどの支給	実施	実施	実施	実施

④ヘルプカードの配布・活用【障害福祉課】

緊急連絡先や必要な支援内容を記載するヘルプカードを窓口等で障害者へ配布するとともに、警察・消防等の関係機関や区民へ周知することで、災害時等の障害者への支援を充実します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
ヘルプカードの配布・活用	実施	実施	実施	実施

⑤防災講習会等の実施【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

障害者団体と連携し、各障害特性に応じた防災講習会等を実施し、危機管理意識の啓発を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者団体と連携した防災講習会	実施	実施	実施	実施

⑥地域自立支援協議会各部会において、各部会の特性に応じた防災対策を検討【障害福祉課（松が谷福祉会館）】

地域自立支援協議会の各部会において、障害者福祉施設などにおける、防災対策を検討します。

[施策2]★防犯対策の推進

《現状と課題》

- ・平成28年7月に相模原市の障害者支援施設で発生した事件により、障害者や支援者に対する防犯対策が課題となっています。
- ・障害者の中には、自己の財産管理などが難しいことから、高額商品を買わされるといった被害に遭う方もみられます。また、高齢者を狙った詐欺などもみられるため、日常的な成年後見制度の利用促進や、消費者保護講習会の実施など、防犯対策の推進が求められます。

《主な取り組み》

①★防犯に関する講習会の実施【くらしの相談課・障害福祉課】

防犯に関わる様々な取り組み事例や消費生活に関わる相談事例、トラブル対処などを紹介する講習会を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
出前講座	30回	30回	30回	30回
防犯講習会	1回	1回	1回	1回

[施策3]★公共施設等のバリアフリー化の推進

《現状と課題》

・ノーマライゼーションの理念や福祉のまちづくりの考え方が浸透する中で、平成18年には、「より一体的・総合的なバリアフリー」施策を推進するため「バリアフリー法」が施行されました。

・本区では、引き続き、同法に基づき、障害者をはじめ誰もが自立した地域生活を送るために、生活圏、行動圏を広げられるよう、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を一層推進する必要があります。

《主な取り組み》

①公共施設等のバリアフリー化の推進【地区整備課】

台東区バリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、重点整備地区において、関係機関・事業者と協力し、区民施設、駅施設や病院などの生活関連施設や道路・信号など生活関連経路のバリアフリー化を推進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
公共交通特定事業進捗率	82.7%	85%	87%	90%

②バリアフリー化助成の実施【地区整備課・福祉課】

鉄道事業者が行う鉄道駅エレベーター及びホーム柵等の整備事業に対し、その経費の一部を助成します。また、診療所や薬局などのバリアフリー化工事に対する助成を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
エレベーター設置	— 累計5か所	—	1か所 累計6か所	—
ホーム柵設置	1か所 累計1か所	1か所 累計2か所	—	—
バリアフリー化助成	— 累計26回	2件 累計28回	2件 累計30回	2件 累計32回

③★スポーツ施設のバリアフリー化の推進【スポーツ振興課】

障害の有無に関わらず誰もが安全・安心にスポーツのできる環境を整備するため、既存スポーツ施設のバリアフリー化を推進します。また、新たな整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

基本目標4 暮らしを支える環境の確保

【重点課題10】 ころのバリアフリーの推進

- ・ 障害者等が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、障害者等の困難を自らの問題として認識し、ころのバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「ころのバリアフリー」が重要です。
- ・ 実態調査においても、地域で安心して暮らすために重要と思う施策としては、「障害に対する理解の促進」が一番多く、聴覚障害者が今後充実を希望するサービスとしては、「コミュニケーション支援」の割合が非常に高くなっています。
- ・ 本区においても広報など情報発信の際には、すべての方が情報を手に取ることが可能となることを目指して、情報アクセシビリティの向上に努めています。

《施策の取り組み》

区では、ころのバリアフリーの推進に向けて、以下の7施策について重点的に取り組みます。

- [施策1] 福祉のまちづくり推進
- [施策2] 地域における支えあい
- [施策3] ★障害者団体自主活動支援、文化活動支援
- [施策4] ★障害者スポーツの推進
- [施策5] 広報・啓発活動
- [施策6] 意思疎通支援の充実
- [施策7] 地域の社会資源活用の促進

[施策1] 福祉のまちづくり推進

《現状と課題》

・福祉のまちづくりは、ハード面の整備だけではなく、ソフト面の「こころのバリアフリー」も大きな役割を占めています。障害者など社会的に不利な立場にある人の安全・安心を確保するためには、日常生活の場でも災害時でも地域における支援のネットワークが必要です。

《主な取り組み》

①障害者・高齢者疑似体験の実施【福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

こころのバリアフリーを推進するため、区役所や区内小中学校において、区民、児童・生徒を対象として、疑似体験セットを使用して、障害者・高齢者疑似体験を行うことで、福祉のまちづくりに関する啓発活動を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
障害者・高齢者疑似体験	実施	実施	実施	実施

②ボランティアが活動しやすい環境の整備【福祉課・社会福祉協議会・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

区民参加を促進し、NPO法人等との協働により啓発活動を行い「地域における支えあい」意識の醸成を進めます。ボランティアが活動しやすい環境の整備を行い、ボランティア活動を支援します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
ボランティア活動支援	実施	実施	実施	実施

③地域活動に参加しやすい環境の整備【障害福祉課・福祉課】

手話通訳者の派遣などにより、意思疎通支援を進め、誰もが地域活動に参加しやすい環境の整備を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
地域活動に参加しやすい環境の整備	実施	実施	実施	実施

[施策2] 地域における支えあい

《現状と課題》

- ・誰もが普通に声かけ・見守り・参加できる地域が、障害者にとっても「住みやすいまち」になります。『共助』の視点にたった地域づくりが大切です。
- ・障害者の生活を理解し、地域の一員として暮らせるような啓発活動が必要です。

《主な取り組み》

①障害についての理解促進、意識啓発【障害福祉課・保健予防課】

「障害」についての、理解の促進、意識啓発を行うとともに、区民・企業のこころの健康づくりも進めていきます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者週間等における理解促進・意識啓発	実施	実施	実施	実施

②「障害者に関するシンボルマーク」の広報・啓発【障害福祉課】

「障害者に関するシンボルマーク」について、ポスター等の配布物を作成しながら、区民への広報・啓発に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者に関するシンボルマークの広報・啓発	実施	実施	実施	実施

③地域活動や区行事への参加支援【障害福祉課・保健予防課】

地域社会の一員として暮らしていくために、地域活動や区の実施する行事への参加を支援します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動や区行事への参加支援	実施	実施	実施	実施

[施策3]★障害者団体自主活動支援、文化活動支援

《現状と課題》

- ・ 障害者団体などと協働して障害者福祉の向上に取り組む必要があります。
- ・ 障害者が生きがいを持って暮らしていくため、芸術活動など文化と触れ合うための支援をしていく必要があります。

《主な取り組み》

①芸術活動の場づくりなど文化を創造するための支援【障害福祉課（松が谷福社会館）】

障害者が、芸術作品の展覧会などを通じて文化を享受する機会の提供や、様々な教室・講習会を実施することによる芸術活動の場づくりなど、文化を創造するための支援を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者の文化活動支援における社会生活訓練プログラム	120 回	120 回	120 回	120 回

②★（仮称）障害者アーツ推進の検討【文化振興課】

障害の有無にかかわらず、誰もが文化に親しめる環境を整備するため、現在、区内で取り組まれている文化芸術活動の実態を踏まえ、活動の活発化に向けた取り組みの方向性を検討します。

③障害者団体の自主事業に対する支援【障害福祉課】

区内の障害者団体が、障害者福祉の向上及び文化スポーツ意欲の向上のために自主的・積極的に行っている事業に対し支援を行うことにより、障害者団体の活性化を図るとともに、障害者の自立と社会参加を促進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者団体への自主活動支援	実施	実施	実施	実施

④「みんなのひろば祭」に対する支援《再掲》【障害福祉課】

「みんなのひろば祭」を通じて、障害者の社会参加の促進、区民等に対する社会福祉の啓発及びボランティアの育成を図ります。

⑤視覚障害者等に対する、録音図書などによる情報提供【中央図書館・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

視覚障害等の理由などにより、本などの活字資料をそのままでは利用できない方のために、声の図書の作成・収集・貸出業務を行うとともに、音訳ボランティアによる対面朗読を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
視覚障害者等に対する録音図書などによる情報提供	実施	実施	実施	実施

[施策4]★障害者スポーツの推進

《現状と課題》

- ・障害者スポーツは障害の有無に関わらず誰もが一緒に行うことができるだけでなく、スポーツが苦手な子供や高齢者等も参加しやすいスポーツであるものの、区民の経験や関心はいまだ低い状況にあります。
- ・パラリンピック競技大会の開催をきっかけに、障害者スポーツの理解を広める様々な取り組みを実施し、障害のある方とない方が一緒に障害者スポーツを行う機会を充実させ、相互理解を推進していく必要があります。

《主な取り組み》

①★パラリンピック競技の団体に対する支援【スポーツ振興課】

パラリンピック競技のトップアスリートに活動場所の確保等を行い、台東区を活動の拠点とするアスリートがパラリンピックに出場し、世界で活躍できるよう支援します。また、支援するアスリートとの連携体制を築き、パラリンピックに出場する可能性のあるトップアスリートと区民が交流する機会を設けることで、区民へ障害者スポーツの魅力や素晴らしさを広めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
パラリンピック出場予定のアスリートへの支援及び連携	実施	実施	実施	実施

②★パラリンピック競技の大会誘致【スポーツ振興課】

トップアスリートが参加する全国規模のパラリンピック競技の大会を誘致し、区民にハイレベルな競技を間近で観戦する機会を提供することにより、障害者スポーツへの関心を高めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
パラリンピック競技の大会誘致	検討	実施	実施	実施

③★障害者スポーツの初心者に向けた教室【スポーツ振興課】

障害者が、楽しみながらスポーツを始められる場所づくりや教室を実施します。また、スポーツに対して不安や苦手意識があっても安心してスポーツを始められることができるよう、支える人材の育成や体制づくりを行い、その取り組みの啓発を行います。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障スポチャレンジ	実施	実施	実施	実施
障害者水泳教室	実施	実施	実施	実施

④★気軽に障害者スポーツに触れる機会の提供【スポーツ振興課】

障害の有無に関わらず誰もが参加できる障害者スポーツ体験会の実施や、現在行っているスポーツイベントにおいて積極的に障害者スポーツ種目を取り入れることにより、気軽に障害者スポーツに触れる機会を提供します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者スポーツ体験会	実施	実施	実施	実施
障害者スポーツ出前体験事業	実施	実施	実施	実施

⑤★継続したスポーツ教室・イベント事業【障害福祉課（松が谷福祉会館）・生涯学習課】

障害者が継続して参加できる教室・イベントを開催することで、スポーツを通じた心身の健康増進や運動不足の解消だけでなく、仲間づくりなどといった人々のつながりを強化します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
レクリエーション大会等	実施	実施	実施	実施

⑥★誰もが楽しく障害者スポーツをできる場所づくり【スポーツ振興課】

障害者が安心してスポーツをできるよう、スポーツ施設を優先的に利用できる時間帯の導入や障害者スポーツを取り巻く周囲の理解の促進を図ります。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
障害者スポーツ優先利用 タイムの導入	実施	実施	実施	実施

⑦★共生社会に向けた障害者スポーツ教育・講座【スポーツ振興課・指導課・生涯学習課】

区民や区立スポーツ施設職員などを対象に障害者スポーツに関連した講習等を開催し、障害者スポーツを支える人材育成を行います。また、学校教育において児童・生徒に対しての障害者スポーツ教育を行い、障害者スポーツへの理解を深めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
初級障がい者スポーツ指導員養成	実施	実施	実施	実施
区立小・中学校での障害者 スポーツ教育	実施	実施	実施	実施
オリンピック・パラリンピ ック生涯学習講座	実施	実施	実施	実施

⑧★障害者スポーツによる区民の交流【スポーツ振興課】

障害者スポーツを通じて、障害のある方とない方が交流する機会を提供し、地域スポーツ団体と連携して障害者スポーツを推進します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
地域スポーツ団体と連携し た障害者スポーツ	実施	実施	実施	実施

[施策5] 広報・啓発活動

《現状と課題》

・福祉のまちづくりは、障害の有無に関わらず必要な情報を得られることや区民一人ひとりが「障害」を理解することが大切です。また、近年では、障害の内容や障害者の権利など、啓発を進めていく範囲は大きく広がっています。

《主な取り組み》

①音声による道案内事業の実施【障害福祉課】

視覚障害者が外出する際に、最寄り駅等から施設までのルートを音声で案内する道案内事業を実施します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
音声による道案内事業	実施	実施	実施	実施

②情報アクセシビリティの向上【広報課・障害福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

視覚障害者や知的障害者にも分かりやすい情報の提供に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
情報アクセシビリティの向上	実施	実施	実施	実施

③「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成【広報課・区議会事務局】

「広報たいとう」や「たいとう区議会だより」などの音声版を発行します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成	実施	実施	実施	実施

④「広報たいとう」「区のホームページ」での意識啓発【障害福祉課】

「広報たいとう」や「区のホームページ」を活用し、区民の意識啓発に努めます。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
「広報たいとう」「区のホームページ」での意識啓発	実施	実施	実施	実施

[施策6] 意思疎通支援の充実

《現状と課題》

- ・障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆、コミュニケーションボードによる意思の伝達などがあり、障害者の社会参加の側面からも非常に重要です。
- ・国において、平成26年1月に障害者権利条約の批准をしました。この条約では「手話は言語に含む」となっており、全国的に、手話言語に関する条例を制定している自治体が増えつつあります。今後も障害者に対する意思疎通支援についての取り組みが必要です。

《主な取り組み》

①手話通訳者・要約筆記者派遣の実施【障害福祉課】

社会生活上必要な意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある方に対して手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成29年度末見込	30年度	31年度	32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	実施	実施	実施	実施

②情報アクセシビリティの向上《再掲》【広報課・障害福祉課・障害福祉課（松が谷福祉会館）】

視覚障害者や知的障害者にも分かりやすい情報の提供に努めます。

[施策7] 地域の社会資源活用の促進

《現状と課題》

・健康、文化、芸術施設など、地域にある様々な社会資源を誰もが利用できるようにする必要があります。また、利用を促進するためには、情報提供が必要です。

《主な取り組み》

①地域の社会資源の活用の促進【各実施主体・障害福祉課・保健予防課】

福祉分野に限らず、健康分野や社会教育分野など地域にある様々な社会資源を、誰もが利用できるように、情報提供を充実します。

取組内容	現況	計画事業量		
	平成 29 年度末見込	30 年度	31 年度	32 年度
地域の社会資源の活用の促進	実施	実施	実施	実施